

## 県立あすなろの郷建替工事基本設計プロポーザルに関する公示

公募方式による建築関連業務共同企業体（以下「JV」という。）プロポーザルについて次のとおり公示する。プロポーザルの提出について参加を希望する者は、関係書類を作成のうえ提出されたい。

なお、この調達には政府調達に関する協定の適用を受けているものである。

令和 3 年 6 月 11 日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部営繕課 建築第二グループ 海老澤、石橋

電話：029-301-4556（内線 4555）

F A X：029-301-4569

E-mail：eizen-a2@pref.ibaraki.lg.jp

### 2 業務内容等

#### （1）業務名

第 03-12-033-0-091 号

県立あすなろの郷建替工事基本設計委託

#### （2）業務内容

障害者支援施設及び病院兼医療型障害児入所施設兼療養介護事業所（延べ面積 20,000 m<sup>2</sup>程度）の建替（外構整備を含む）に係る基本設計業務。

#### （3）履行期間

令和 3 年 9 月下旬～令和 4 年 3 月下旬を予定

※この公示においては、病院とは医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項の規定によるものをいう。また、障害者支援施設とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号 以下、障害者総合支援法という。）第 5 条第 11 項の規定による施設をいう。

### 3 プロポーザルの提出者に要求される資格（JV 結成）要件

建築士事務所 2 者により構成される JV で、次の結成要件を満足すること。  
なお、JV の結成が直ちにプロポーザル提出者決定につながるものではない。

(1) 構成員の出資比率は、下限 30% 以上であり、代表構成員の出資比率は最大であること。

(2) 全ての構成員に必要な資格は次のとおりである。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

② 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 474 号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。

※建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けていない者の参加については説明書による。

③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の再認定をした者を除く）。

④ 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

(3) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

① 平成 13 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に完了した同種又は類似の設計業務を、元請け（共同企業体の実績は出資比率 20% 以上の場合に限る。）として実施した実績を有すること。

同種業務：延べ面積 10,000 m<sup>2</sup> 以上の病院及び延べ面積 3,000 m<sup>2</sup> 以上の障害者支援施設の建築物の新築、増築又は改築の設計業務（基本設計のみを除く）

※病院と障害者支援施設の両方の実績を求めるもの。

類似業務：病院又は障害者支援施設で延べ面積 15,000 m<sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築又は改築の設計業務（基本設計のみを除く）

② 令和 3・4 年度茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登載された技術職員が 6 名以上、一級建築士の数が 3 人以上、かつ建築士事務所年間平均実績高が構成員中最大であること。

③ 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、  
一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

(4) 代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

① 平成 13 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に完了した延べ面積  
2,000 m<sup>2</sup>以上の公共建築物の新築、増築又は改築の設計業務を(基本設  
計のみを除く)実施した実績を有すること。

※ここでの公共建築物とは、国又は地方公共団体が整備した建築物を言う。

② 建築士法(昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく、  
一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

## 4 提出期限

(1) 参加表明書の提出期限

提出期限：令和 3 年 6 月 25 日(金) 16 時必着

(2) プロポーザルの提出期限

提出期限：令和 3 年 8 月 16 日(月)まで(茨城県の休日を定める条例(平  
成元年茨城県条例第 7 号)第 1 条に規定する県の休日を除く)

受付時間：9 時から 16 時まで(正午から 13 時までを除く)

## 5 その他

詳細はプロポーザル方式の説明書による。

説明書は、茨城県公共事業情報センター(※1)に備え置き閲覧に供すると  
ともに、必要に応じ実費を徴して交付する。

また、茨城県土木部営繕課ホームページ(※2)及び入札情報サービス(PPI  
※3)においても掲示する。

※1 茨城県公共事業情報センター

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎行政棟 1 階

※2 茨城県土木部営繕課ホームページ

URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/eizen/index.html>

※3 入札情報サービス(PPI)

URL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

## 6 Summary

(1) Classification of the services to be procured

Architectural Design

- ( 2 ) Subject matter of the contract  
A Basic Design for Reconstruction Work of ASUNARONOSATO
- ( 3 ) Time-limit to express interests  
Friday, June 25<sup>th</sup>, 2021 at 16:00
- ( 4 ) Time-limit for the submission of proposals  
Monday, August 16<sup>th</sup>, 2021 at 16:00
- ( 5 ) Contact point for documentation relating to the proposal  
Ibaraki Prefectural Government  
Department of Public Works  
Government Buildings Division  
978-6 Kasahara-cho, Mito-si, Ibaraki-ken, 310-8555, Japan  
TEL : 029-301-4556  
FAX : 029-301-4569  
E-mail : eizen-a2@pref.ibaraki.lg.jp